

科目コード A&F022229

科目名	税法特論 Special Course in Tax Law		選択	2単位
学期・曜日・時限	秋・金・6限	—	-	-
担当教員名	渡邊 信子 (評価担当)	e-mail		
講義形式	ハイフレックス（教員は学外から講義を実施するが2回程度は講義室から行う場合がある。）※対面履修生は全回講義室から参加			
<p><講義の概要と目的></p> <p>会計や租税を体系的に学ぶことと並行して、企業で実際に会計業務や税務の実務経験を積んだ現役税理士が実務家講師として教えることにより、理論と実務の実質的な関係性を認識することができ、実務が理論とどのように関わっているのかを学ぶことができる。企業の中で、日々実務を行っていく上においては、判例や事例を通して租税や会計に関する学びを深めていくことが重要である。本講義では、現役で税理士業務を行っている実務家講師が講義を行うことで、実務という観点から租税への理解を深めることができ、より実践的な授業となる。</p> <p>全15回の内容は次の通りとなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 起業と税務及び税の解釈論：1回 ② 所得税法判例・事例考察：3回 ③ 法人税法判例・事例考察：3回 ④ 消費税法判例：事例考察：2回 ⑤ 相続税・事業承継：判例・事例考察：3回 ⑥ 国際課税を中心として判例・事例考察：3回 <p>実務でおこるさまざまな税に関する問題を判例や事例を通して学ぶことにより、深く考察することができ、実務で直面する企業の諸問題と租税とのかかわりを理解することが可能となる。また、各事例考察の中で、「起業家（アントレプレナー）および事業創造実践家（イノベーター）」を育成するという方針を実践するためにも、税を知ることは有用であるという視点を盛り込んでいく。</p> <p><到達目標></p> <p>実務でおこるさまざまな税に関する問題を判例や事例を通して理解し、深く考察することができる。実務で直面する企業の諸問題と租税とのかかわりを理解する。</p> <p><アクティブ・ラーニング要素></p> <p>各回の授業の中で、取り上げた内容につき、討議を行う。お互いの意見を戦わせることにより理解と学びが深まることになる。</p>				

<講義計画>

1 回目：2026/10/09

起業と税務及び税の解釈論 講師：渡邊信子

・ 起業と税務

納税者意識の醸成と納税者の権利

個人事業及び法人化へのシミュレーションを確認する。

・ 文理解釈と論理解釈の関係

租税法の解釈は、原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈は、許されない。ホステス報酬事件をもとに考察する。

2 回目：2026/10/16

所得税法令判例・事例研究 講師：渡邊信子

(譲渡所得 譲渡所得の収入金額の意義) 未経過固定資産税等相当額は、譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に算入されるとした事例(①令和3年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、②令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分・①②棄却・令06-02-13公表裁決)から考える。

3 回目：2026/10/23

所得税法判例・事例考察 講師：渡邊信子

(調査の違法/税理士業の必要経費(接待交際費等) ①調査担当職員が提出を受けた帳簿書類をデジタルカメラで撮影したとしても違法な調査となるものではない、②ゴルフプレー代等に係る支出は家事上の経費と評価できる、③必要経費に算入すべき金額とはいえないものについては「課税仕入れ」に該当しないと解するのが相当であるとした事例(平成26年分ないし平成29年分所得税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分、平成26年ないし平成29年の各課税期間の消費税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分・棄却・令02-10-14裁決)をもとに考察する。

4 回目：2026/10/30

所得税法判例・事例考察 講師：渡邊信子

※東京地方裁判所令和4年特(わ)第1446号所得税法違反被告事件(有罪)(控訴)令和6年3月21日判決

【刑事事件/脱税スキームによる暗号資産(仮想通貨)取引に係る雑所得の除外】をもとに考察する。

5 回目：2026/11/06

法人税法重点項目、判例・事例考察 講師：渡邊信子

※過年度に課税された制限超過利息等の返還債務の確定と公正校正処理基準について：東京高裁平成26年4月23日判決 平成25年(行コ)第399号事件をもとに、過年度に納めた法人税の還付を求めて行った更正の請求に対して、前期損益修正の処理が公正処理基準に該当することに

より請求が棄却された事例をもとに考察する。

6 回目：2026/11/13

法人税法重点項目、判例・事例考察 講師：渡邊信子

(源泉所得税／著作権の譲渡対価) 審査請求人が外国法人に支払ったゲームソフトの移植に係る委託料につき、源泉徴収の対象になる著作権の譲渡対価は、委託料の全額であるとして原処分庁が源泉所得税の納税告知処分を行ったのに対し、同処分の全部が取り消された事例(平成17年4月及び平成18年2月の各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分・全部取消し・平21-06-26 裁決)をもとに考察する。

7 回目：2026/11/20

法人税法重点項目、判例・事例考察 講師：渡邊信子

※回収不能の金銭債権の貸倒について、①損金計上時期について平成15年2月19日裁決②債権者側の事情を加味した興銀事件(最判平成16年12月24日決)をもとに考察する。

8 回目：2026/11/27

消費税法判例・事例考察 講師：渡邊信子

東京高等裁判所令和5年(行コ)第●●号消費税及び地方消費税更正処分等取消請求控訴事件(棄却) ※不開示とした部分とその理由
令和6年5月30日判決

【土地建物一括譲渡の場合の対価の区分／施行令45条3項の規定と法28条5項の委任の範囲】をもとに考察する。

9 回目：2026/12/04

消費税法判例・事例考察 講師：渡邊信子

名古屋地方裁判所令和4年(行ウ)第67号通知処分取消請求事件(棄却) 令和6年7月18日判決【仕入税額控除／障害福祉サービスの生産活動に従事した者に対する工賃】

東京地方裁判所令和4年(行ウ)第●●号○○○○更正処分等取消請求事件(棄却)(確定) ※不開示とした部分とその理由

令和6年2月9日判決【地方公共団体からの受領金／補助金か役務提供の対価か】をもとに考察する。

10 回目：2026/12/11

相続・事業承継を中心とした判例・事例考察 講師：吉田素栄

H30年3月1日裁決

事業承継において課税される複数の税目の課税関係について考察を行う。

11 回目：2026/12/18

相続・事業承継を中心として判例・事例考察 講師：吉田素栄

※最判令和4年4月19日を素材として財産基本通達6項の運用について考察する

12 回目 : 2026/12/25	相続・事業承継を中心として判例・事例考察 講師 : 吉田素栄 ※令和2年7月18日裁決を素材として非上場株の評価について考察、議論を行う。
13 回目 : 2027/01/08	国際課税を中心として判例・事例考察 講師 : 吉田素栄 ※「移転価格税制と寄付金の関係」 東京地判平成21年7月29日を素材として国際的租税回避に対抗して課税権確保を担う移転価格税制の役割について考察する。
14 回目 : 2027/01/15	国際課税を中心として判例・事例考察 講師 : 吉田素栄 ※「タックスヘイブン税制の適用除外要件をめぐる事実認定」 平成26年8月6日裁決事例を素材として タックスヘイブン税制の適用除外要件について事実認定のあり方を考察する。
15 回目 : 2027/01/22	国際課税を中心として判例・事例考察 講師 : 吉田素栄 ※「国際的租税回避と租税法律主義」 1157億円にも及ぶ贈与税回避事件となった武富士事件（最判平成23年2月18日）を素材として、租税法律主義の存在意義と租税法解釈のあり方について考察する。

<講義の進め方>
(1) 講義当日にレジュメ等を配布し講義を進行する。質問等の時間は、講義時間内で対応できない場合には、メール等で受け付ける。
(2) 講義の中で議論をしていくため、事前学習をお願いしたい。

<事前事後学修内容>
 今回の講義内容につき、判例等に事前に目を通し、自分の意見、判例の結果に賛成か反対か、その理由も含め検討する。
<予習・復習時間>
 各回の予習・復習には計4時間相当かかると予想され、詳細については講義時に指示をする。

<教科書及び教材>
 教科書は使用せず、各担当講師がレジュメを作成し配布する。

<参考書>

- ・金子宏 「租税法 第24版」 (法律学講座双書 2021)
- ・増田英敏 「税理士のための租税法講座紛争予防税法」 (TKC 出版、2015)
- ・増田英敏 「リーガルマインド租税法 [第4版]」 (成文社、2013)
- ・松沢智 「租税実体法の解釈と適用」 (中央経済社、1993)
- ・増井良啓、宮崎裕子 「国際租税法 [第2版]」 (東京大学出版会、2011)
- ・酒井克彦 「スタートアップ租税法 第4版」 (財経詳報社、2021)
- ・日税連税法データベース TAINS

・法令集

<成績評価方法>

- ・各担当講師による課題を提出のこと。それらの内容を総合的に判断し、評価する。(評価担当：渡邊信子)。なお、欠席6回以上は成績評価しない。
- ・各講義において、講義担当者により、個別レポートの課題及び提出期限を講義終了時に指示する。
- ・学期末には、期末レポートの提出が必須となる。レポートの課題及び提出期限は、最終講義の2週間前までに提示する。
- ・評価は、各講義における議論、各個別レポートの確認について50%、期末レポートについて30%で独自論点については、20%として行う。

<課題(試験やレポート等)に対するフィードバック方法>

課題やレポートについては、講義時等に随時解説・フィードバックをする。

<履修条件>

特段指定はありませんが、租税法の基礎知識があることが望ましい。

<ディプロマポリシーとの関連>

アントレプレナーシップ発揮に必要な専門的かつ実践的知識の学修に該当。

<録画映像の視聴> 可

<オフィスアワー>

e-mail で連絡。

<その他>

講義計画に記載の判例に目を通して授業に出席することが望ましい。

各担当講師連絡先

- ① 吉田 素栄 myoshida775@gmail.com
- ② 渡邊 信子(評価担当) nobuka.nihonga@gmail.com